

# 板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要領

(平成 30 年 10 月 16 日都市整備部長決定)

最終改正 令和 7 年 3 月 2 4 日

## (目的)

第 1 条 この交付要領は板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第 17 条の規定に基づき、事業を施行するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この交付要領における用語の定義は、要綱で使用する用語の例による。

## (所有者の確認)

第 3 条 要綱第 4 条第 1 項に規定する助成対象者とは次に掲げるものとする。

- (1) ブロック塀等を所有する者が助成対象となり、所有者の確認を行うものとする。
- (2) 所有者が複数存する場合、全ての所有者について確認を行うものとする。
- (3) フェンス等の新設工事において、敷地の所有者が助成対象者と異なる場合は、当該所有者の確認を行うものとする。

## (助成金の交付対象)

第 4 条 要綱第 5 条第 1 項第 1 号における交付対象となるブロック塀等は全て撤去(基礎を含む。)の場合のみとする。

- 2 要綱第 5 条第 1 項第 4 号における区長が特に必要があると認めるものは、道路に準ずる区が管理するものに面するかつ、第 1 号、第 2 号に示す高さ要件に該当するものを含めるものとする。

## (承認申請)

第 5 条 申請者は、助成対象の承認申請前に板橋区と事前相談を行うものとする。

## (関係書類)

第 6 条 要綱に規定する申請書並びに通知等の様式又は報告等に添付する関係書類は、別表 1、別表 2 及び別表 3 に掲げるものとする。

別表 1  
様式

様式 番号	名 称	関係条文
1	助成対象承認申請書	要綱第7条第1項
2	助成金額計算書	要綱第7条第1項
3	助成対象承認通知書	要綱第7条第2項
4	助成対象不承認通知書	要綱第7条第2項
5	助成対象変更承認申請書	要綱第9条第1項
6	助成対象変更承認通知書	要綱第9条第2項
7	助成対象変更不承認通知書	要綱第9条第2項
8	助成対象承認取消願	要綱第10条第1項
9	助成対象承認取消通知書	要綱第10条第2項
10	助成金交付申請書	要綱第11条第1項
11	実績報告書	要綱第11条第1項
12	助成金交付決定兼交付額確定通知書	要綱第12条第1項
13	助成金不交付決定通知書	要綱第12条第4項
14	助成金交付請求書	要綱第13条
15	助成金交付決定取消通知書	要綱第14条
16	申立書	要領別表2
16の2	申立書兼同意書	要領別表2

別表2 添付書類（第7条関係）

助成対象工事	必要書類
共通	①工事見積書の写し ②ブロック塀等撤去工事の設計図書(案内図及び配置図等) ③助成対象物の既存現況写真 ④ブロック塀等が自己の所有である旨の申立書 ⑤委任行為がある場合は、委任状 ⑥委任払い承諾書※ ⑦その他区長が必要と認める資料
フェンス等新設工事	①設計図書(案内図、配置図、立面図、構造図等)及び建築基準法による確認済証の写し又は建築基準法に適合していることを証する資料 ②施工計画図(フェンスカタログ、基礎断面図その他施工に係る図面)
木塀新設工事 (要綱に定める額の加算を受ける場合)	①塀の見付面積の9割以上が国産の木材であることを証する資料(塀の詳細図等) ②使用予定の木材が国産木材であることが確認できる資料

※申請者が委任払いを希望する場合のみ必要

別表3 添付書類(第11条関係)

助成対象工事	必要書類
共通	①工事後の写真 ②工事図面(交付申請時の設計図面と同一の場合は不要) ③契約書の写し又は注文書・請書の写し、これらと同等の内容が記載された資料 ④領収証の写し ⑤その他区長が必要と認める資料
フェンス等新設工事	建築基準法による検査済証の写し又は建築基準法に適合していることを証する資料
木塀新設工事 (要綱に定める額の加算を受ける場合)	国産木材であることが確認できるいずれかの書類(納品書、出荷証明書、認証制度による認定書、認証制度によるマーク等)の写し

第1号様式

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所  
申請者(代表者) 氏 名  
電話番号

## 助成対象承認申請書

板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱に基づく助成金について、助成対象の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

施工箇所  
(住居表示) 板橋区

助成対象工事  ブロック塀等の撤去工事  
 フェンス等の新設工事  
 木塀設置工事

助成対象工事予定時期 着手： 年 月 日  
完了： 年 月 日

備考

## 助成金額計算書

(板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成)

助成金の交付対象	助成金の額算定	金額	
□ブロック塀等の撤去	工事予定額	円	
	面積上限額	左記の最小額  円	
	見付け面積		m <sup>2</sup>
	面積×30,000=		円
撤去上限額	円		
□フェンス等の新設	工事予定額	円	
	延長上限額	左記の最小額  円	
	延長		m
	延長×20,000=		円
新設上限額	300,000円		
□木塀を新設する場合	助成金加算の額：A=	円	
	$A = L \times (X - Y)$ (L > 25m の場合は、 $A = 25 \times (X - Y)$ )		
	延長：L=	m	
	$X = \alpha / L$ 円(上限 198,000 円、1 円未満切り捨て)		
	$Y = \beta / L$ 円(下限 80,000 円、1 円未満切り捨て)		
	工事予定額： $\alpha =$	円	
撤去・新設助成の額： $\beta =$	円		
合計助成金額	上記合計額	円 (千円未満切り捨て)	

※見付け面積は小数点以下第2位切捨て

※撤去上限額は 300,000 円(角地の場合は 450,000 円)

※延長は小数点以下第2位切捨て

※助成金加算の額は千円未満切り捨て

※撤去・新設助成の額は千円未満切り捨て

第3号様式

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 助成対象承認通知書

年 月 日付けで申請のあった助成対象の承認申請について、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の規定により、下記のとおり助成の対象となることを承認したので通知します。

記

施工箇所  
(住居表示)

東京都板橋区

---

助成対象工事

---

### 注意事項

助成の承認を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、当該承認を取り消すことがあります。この場合において、申請者に損害を与えることがあっても、その責は負いません。

- 偽り、その他不正な手段により助成対象の承認を受けたとき。
- 板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱に違反したとき。

第4号様式

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 助成対象不承認通知書

年 月 日付で申請のあった助成金の承認申請について、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の規定により、下記の理由により不承認としたので通知します。

記

施工箇所  
(住居表示)

東京都板橋区

---

理由

---

第5号様式

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所  
申請者(代表者) 氏 名  
電話番号

## 助成対象変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により承認を受けた助成対象工事について、下記の通り変更を行うため、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の規定により、変更を申請します。

記

施工箇所  
(住居表示) 板橋区

---

変更内容

---

変更理由

---

変更内容を証する書類 別添のとおり

---

第6号様式

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 助成対象変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった助成対象の変更承認申請について、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の規定により、下記のとおり助成の対象となることを承認したので通知します。

記

施工箇所  
(住居表示)

東京都板橋区

---

変更内容

---

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 助成対象変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった助成対象の変更承認申請について、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の規定により、下記の理由により不承認としたので通知します。

### 記

施工箇所  
(住居表示)

東京都板橋区

---

理由

---

第8号様式

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所  
申請者(代表者) 氏 名  
電話番号

## 助成対象承認取消願

年 月 日付け 第 号により承認を受けた助成対象工事について、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の規定により、下記のとおり助成対象承認の取り消しを願います。

記

施工箇所  
(住居表示) 東京都板橋区

---

理 由

---

第9号様式

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 助成対象承認取消通知書

板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の規定により、下記のとおり助成対象を取り消したので通知します。

記

施工箇所  
(住居表示) 東京都板橋区

---

助成対象承認番号 年 月 日付け 第 号

---

助成取消対象工事

---

理由

---

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所  
申請者(代表者) 氏 名  
電話番号

## 助成金交付申請書

年 月 日付け 第 号により承認を受けた助成対象工事について、下記のとおり助成対象工事が完了したので、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の規定により、助成金の交付を申請します。

### 記

施工箇所  
(住居表示) 東京都板橋区

助成対象工事  ブロック塀等の撤去工事  
 フェンス等の新設工事  
 木塀設置工事

	千	百	十	万	千	百	十	円
交付申請額								

・変更内容：

軽微な変更報告 ・変更理由：

・変更内容を証する書類：別添のとおり

注1 交付申請額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

注2 交付申請額の頭書に¥の記号を併記してください。

第11号様式

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所  
申請者(代表者) 氏 名  
電話番号

## 実 績 報 告 書

下記のとおり助成対象工事が完了したので、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の規定により、実績報告書を提出します。

記

1 施工箇所(住居表示) 東京都板橋区

2 実績報告

助成対象工事

- ブロック塀等の撤去工事
- フェンス等の新設工事
- 木塀設置工事

3 事業の成果

別紙収支計算書のとおり

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 助成金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号 により承認を行った助成対象工事について、  
審査を行った結果、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の要件に適合する  
と認められたため、当要綱の規定により、下記のとおり交付を決定し、額を確定したことを通知しま  
す。

### 記

施工箇所  
(住居表示) 東京都板橋区

---

助成対象工事

---

交付金額

---

備考

---

この交付決定の内容に異議があるときは、本通知受領後14日以内に、申請を取り下げることができます。

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 助成対象不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付申請については、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の規定により、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

### 記

施工箇所  
(住居表示)

東京都板橋区

---

理由

---

第14号様式

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所  
申請者(代表者) 氏 名  
電話番号

## 助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号の で交付決定兼交付額確定通知をうけた板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱に基づく助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額								

注1 金額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

注2 金額の頭書に¥の記号を併記してください。

第15号様式

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 助成金交付決定取消通知書

板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の規定により、下記のとおり助成金の交付決定を取り消したので通知します。

記

施工箇所  
(住居表示)

東京都板橋区

---

交付決定番号

年

月

日付け

第

号

---

理 由

---

年 月 日

板橋区長

申請者 住所

氏名

## 申立書（申請者）

下記のブロック塀等の所有者であることに相違ありません。  
又、当該ブロック塀等の撤去及び新設工事にかかる助成に関し、他の助成を受けません。

### 記

- 1 ブロック塀等の所在 板橋区
- 2 ブロック塀等の種類
- 3 ブロック塀等の高さ m
- 4 ブロック塀等の所有の種類 単独 ・ 共有

(注) 申立書の内容について、虚偽があることが判明した場合には申請者が一切の責任を負うこととする。

年 月 日

板橋区長

所有者 住所

氏名

## 申立書 兼 同意書（申請者以外の所有者）

下記の ブロック塀等 ・ 敷地 の所有者であることに相違ありません。

又、当該ブロック塀等の撤去及び新設工事に関し、下記の申請者が工事を行い、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成を受けることに同意します。

### 記

- 1 ブロック塀等の所在 板橋区
- 2 ブロック塀等の種類
- 3 ブロック塀等の高さ m
- 4 ブロック塀等の所有の種類 単独 ・ 共有
- 5 敷地の所有の種類 単独 ・ 共有
- 6 申請者氏名
- 7 申請者との関係

(注) 申立書の内容について、虚偽があることが判明した場合には申請者が一切の責任を負うこととする。